設計ミスを看過した建築家の監理責任

——バンベルク上級地方裁判所一九九一年七月八日判決を契機として——

日向野弘毅

一　はじめに
二　ドイツにおける建築家の「建築監理」
1　バンベルク上級地方裁判所一九九一年七月八日判決
2　建築家の「建築監理」業務
(1)　旧GOAにおける建築家の「建築監理」業務
(2)　HOAIにおける建築家の「建築監理」業務
3　建築家の「建築監理」義務に関する裁判例
(1)　「建築監理」義務の範囲
(2)　「建築監理」義務の時間的側面
(3)　「建築監理」義務の程度の増大
(i)　建築請負人または建築職人の信頼度
(ii)　建築部分の重要性
三　我が国における建築家の監理
1　建築家の監理業務
2　建築家の監理ミスに関する裁判例
四　おわりに

一　はじめに

我が国においては、建築家の民事責任[1]は、従来、ほとんど問題にされてこなかった。ところが、近時、建築家の民事責任を認める裁判例[2]が増加する傾向にあり、この問題に対する関心が高まりつつある。

ところで、ドイツのバンベルク上級地方裁判所は、一九九一年七月八日の判決[3]で、設計者たる建築家の設計ミスを看過した監理者たる建築家の監理ミスを認め、その設計ミスと因果関係のある建築物の瑕疵から生じた損害の賠償をその監理者たる建築家に命じた。この種の判決は、我が国においてはもちろんのこと、ドイツにおいても、管見の及ぶ限り初めての判決であり、その意味できわめて重大な意義を有するものである。そこで、私は、本稿において、前記バンベルク上級地裁判決を契機として、建築家の監理について若干の考察をしてみたい。

(1)　建築家の民事責任について論じた最近の文献として以下のものを挙げることができる。

日向野弘毅「建築家の責任－西ドイツの学説・判例を手がかりとして－」(早稲田大学大学院修士学位論文、昭和六一年三月)、同「建築家の契約責任－西ドイツの学説・判例を中心として－」慶應義塾大学大学院法学研究科論文集第二六号(昭和六二年九月)一六三頁以下、同「西ドイツにおける建築家の不法行為責任－社会生活上の義務を中心として－」前掲論文集第二七号(昭和六三年三月)一一九頁以下、同「建築家の責任をめぐる日独比較法的研究」前掲論文集第二八号(昭和六三年九月)六七頁以下、同「建築家の民事責任－設計監理契約の法的性質を中心として－」判例タイムズ七四八号(平成三年四月)二二頁以下、同「建築設計監理契約の法的性質－ドイツの判例・学説を中心として－」慶應義塾大学法学研究会編「法学研究」第六四巻第五号(平成三年五月)四八頁以下、同「建築物の瑕疵に対する建築家の責任－建築設計監理契約の法的性質を中心として－」日本建築学会計画系論文報告集第四二六号(平成三年八月)一四三頁以下、同「建築物の瑕疵に対する建築家の責任－建築設計監理契約の法的性質を中心として－」一九九一年度大会(東北)学術講演梗概集F分冊(平成三年八月、社団法人日本建築学会)六八三頁以下、同「建築家の業務と建築設計監理契約の法的性質」常磐大学人間科学部紀要「人間科学」第九巻第一号(平成三年一二月)八五頁以下、同「建築家の監理義務－ドイツの裁判例を手がかりとして－」「法学研究」第六五

巻第五号（平成四年五月）七二頁以下、同「建築家の不法行為責任－ドイツの裁判例・学説を中心として－」「法学研究」第六五巻第六号（平成四年六月）八四頁以下、同「ドイツにおける建築家の証明責任－ドイツ民法六三五条における『客観的義務違反』と『過失』の証明問題を中心として－」「法学研究」第六五巻第七号（平成四年七月）五五頁以下、同「ドイツにおける建築家契約の法的性質」一九九二年度大会（北陸）学術講演梗概集Ｆ分冊（平成四年八月、社団法人日本建築学会）八七九頁以下、同「ドイツにおける建築家の証明責任－表見証明と証明責任転換を中心として－」常磐大学人間科学部紀要「人間科学」第一〇巻第二号（平成五年三月）四九頁以下、同「建築家の責任と建築訴訟」（慶應義塾大学大学院博士学位論文、平成五年三月）、同「建築家の民事責任をめぐる近時の裁判例の動向」一九九三年度大会（関東）学術講演梗概集Ｆ分冊（平成五年七月、社団法人日本建築学会）八二七頁以下、同「建築家と建築請負人の責任分担について－大阪地裁平成三年六月二八日判決に関連して－」常磐大学人間科学部紀要「人間科学」第一一巻第一号（平成五年一〇月）一一頁以下、同「ドイツにおける建築家の監理義務の範囲について」一九九四年度大会（東海）学術講演梗概集Ｆ分冊（平成六年七月、社団法人日本建築学会）九八五頁以下、同「建築家の不法行為責任－大阪地裁平成四年八月二七日判決に関連して－」常磐大学人間科学部紀要「人間科学」第一二巻第一号（平成六年一〇月）三七頁以下、同「Die Haftung des Architekten in der Bundesrepublik Deutschland und in Japan」慶應義塾大学法学部編『慶應義塾大学法学部法律学科開設百年記念論文集慶應法学会篇』（慶應通信、平成二年）四五九頁以下、同『建築家の責任と建築訴訟』（成文堂、平成五年）、同「建築家の監理義務の範囲について－東京地裁平成三年一二月二五日判決に関連して－」中野貞一郎・石川明編『民事手続法の改革－ゲルハルト・リュケ教授退官記念』（信山社、平成七年）五四一頁以下。

安藤一郎『建築設計・監理・確認－建築家をめぐる法律問題－〔三版〕』（ぎょうせい、平成四年）。

浦川道太郎「ドイツにおける専門家の責任(下)」ＮＢＬ五四九号（一九九四年七月一五日号）五〇頁以下（専門家責任研究会編別冊ＮＢＬ二八号「専門家の民事責任」（社団法人商事法務研究会、平成六年一〇月）三一頁以下所収）。

大森文彦「建築設計の法律空間－民事法を中心として－」東洋法学第三一巻第一・二合併号（昭和六三年一月）一一七頁以下、同「工事監理業務内容の法的解析－民事法の観点から－」東洋法学第三二巻第二号（平成元年三月）二六九頁以下、同「工事監理者責任の法的解析－民事法の観点から－」東洋法学第三三巻第二号（平成二年三月）一五七頁以下、同「建築家の法的責任」建築雑誌第一〇六集第一三一四号（平成三年六月、日本建築学会）三〇頁以下、同「建築設計契約・工事監理契約の法的性質」判例タイムズ七七二号（平成四年二月）三五頁以下、『建築家の法律学入門』（彰国社、平成四年）。

鎌田薫「フランスにおける専門家の責任（下）」ＮＢＬ五五三号（一九九四年九月一五日号）二八頁以下（専門家責任研究会編別冊ＮＢＬ二八号「専門家の民事責任」（社団法人商事法務研究会、平成六年一〇月）四三頁以下所収）。
工藤祐巌「『専門家の責任』と主要判例の分析（下）」法律時報六七巻三号（一九九五年三月）六八頁以下。
下森定「専門家の民事責任の法的構成と証明（下）」ＮＢＬ五四七号（一九九四年六月一五日号）三五頁以下（専門家責任研究会編別冊ＮＢＬ二八号「専門家の民事責任」（社団法人商事法務研究会、平成六年一〇月）一〇一頁以下所収）。同「日本法における『専門家の契約責任』」川井健編『専門家の責任』（日本評論社、平成五年）九頁以下。
高橋寿一「建築士の責任」川井健編『専門家の責任』（日本評論社、平成五年）四〇一頁以下。
花立文子「建築設計・監理契約に関する一考察（一）（二）（三・完）」法学志林第八六巻第三・四合併号（平成元年三月）九三頁以下・同第八七巻第三号（平成二年三月）八七頁以下・同第八八巻第三号（平成三年三月）一八三頁以下。
森島昭夫「建築家の専門家責任」専門家責任研究会編別冊ＮＢＬ二八号「専門家の民事責任」（社団法人商事法務研究会、平成六年一〇月）八七頁以下。
〔座談会〕「『専門家の責任』法理の課題」法律時報六七巻二号（一九九五年二月）三〇頁以下。
日本私法学会シンポジウム「専門家の民事責任」私法第五七号（日本私法学会、平成七年四月）三頁以下。

(2) 建築家（設計監理法人、設計監理部門を有する建設会社を含む）の設計または（および）監理上のミスによる契約責任を認めたものとして、名古屋地判昭四八・一〇・二三（判例タイムズ三〇二号一七九頁）、大阪地判昭五七・五・二七（判例タイムズ四七七号一五四頁）、大阪地判昭五九・一二・二六（判例タイムズ五四八号一八一頁）、長崎地佐世保支判昭六〇・一二・二三（未登載、昭五六（ワ）二四七号）、津地伊勢支判平二・一・一九（未登載、昭五八（ワ）三九号）、東京地判平三・一二・二五（判例時報一四三四号九〇頁）があり、同じく不法行為責任を認めたものとして、名古屋地判昭四八・一〇・二三（判例タイムズ三〇二号一七九頁）、東京地判昭五一・三・一八（判例時報八三八号六六頁）、大阪地判昭五三・一一・二一（判例タイムズ三八七号八六頁、判例時報九三四号八一頁）、東京高判昭五七・四・二七（未登載、昭五五（ネ）一〇四四号、同（ネ）一一六一号、昭五六（ネ）一四七四号）、大阪地判昭五九・一二・二六（判例タイムズ五四八号一八一頁）、大阪地判昭六一・二・一八及びその控訴審判決である大阪高判平元・二・一七（いずれも判例時報一三三三号六八頁に掲載）、大阪地判平三・六・二八（判例タイムズ七七四号二二五頁、判例時報一四〇〇号九五頁）、東京地判平三・一二・二五（判例時報一四三四号九〇頁）、大阪地判平四・八・二七（未登載、昭五七（ワ）第七八三〇号、同五八（ワ）三六三八号）、神戸地姫路支判平七・一・

三〇（未登載、昭六一（ワ）三八六号、同（ワ）五九〇号）がある。

（3） NJW-RR 1992, 91.

二　ドイツにおける建築家の「建築監理」

1　バンベルク上級地方裁判所一九九一年七月八日判決(1)

本件判決の事実関係は必ずしも明確ではないが、おおよそ以下のとおりである。すなわち、X（原告、建築主）は、建築プロジェクトが躯体（Rohbau）の状態で二カ月間停止し、建築請負人が支払い不能に陥った後に、Y（被告、建築家）に、HOAI（建築家・技師報酬令）一五条二項八号による「現場監理」（Objektüberwachung）を委託した。Xは、工事監理が不十分であったために設計ミスを看過し、それにより建築物に瑕疵が生じたという理由に基づき、Yに対し、三八一二七マルク（DM）九六ペニヒ及び遅延損害金を損害賠償として請求した、という事案である。

第一審はXの請求を認容した。それに対して、Yは控訴をしたが、バンベルク上級地裁はこれを棄却した。

バンベルク上級地裁は、第一審のヴュルツブルク地裁の判決理由を引用しておおよそ以下のように判示する。

Yは、工事監理のミスにより、建築物の瑕疵を共働で惹起したのであるから、建築物の瑕疵から生じた損害の賠償責任をXに対して負う。舗装施工の仕様（Ausschreibung）に瑕疵はあるが、Yはこの仕様に拘束されてはいなかったのであるから、Yは、建築施工がこの仕様に一致しているということを主張することはできない。Yが負っていた契約上の義務は、むしろ、設計を点検し、損害がまだ回避しえたであろう時点までに設計ミスを修正するか、あるいはXにそのようなミスを指摘することである。それゆえに、Xに生じた損害に対しては、Yも責を負うべきである。その損害とは、具体的には、車の出入口の舗装の瑕疵によるものと、一階の部屋の漆喰の変色によるものである。それ

らの損害の原因は、必要な防水工事が十分におこなわれなかったことである。

バンベルク上級地裁はこのように第一審の判決理由を引用し、この第一審の判断を攻撃するYの控訴理由を斥けたうえで、おおよそ次のように判示する。

Yは、契約で引き受けた工事監理の意味するところは建築プロジェクトにおける建築請負人の監督のみであると主張するが、これは妥当ではない。Yは、設計ミスをおそらく認識しておらず、それゆえにこれを修正することもしなかったということを自ら認めている。しかし、Yは、建築許可と一致するかどうか建築物の施工を監理することを契約で引き受けており、この「現場監理」は建築工事を一般に承認された建築芸術及び建築技術の準則に従って履行せしめることをYに義務づけたので、Yは、設計ミスがすでにどの程度存在しているのかを点検する義務をも負っていた。このことは、Yが設計をおこなう建築家と並んでその設計に技術準則違反がないかどうかを点検しなければならなかったということを意味する。

バンベルク上級地裁はこのように判示して、設計ミスを看過した監理者たる建築家の責任を認めた。

本件判決は、HOAI一五条二項八号にいう「現場監理」(Objektüberwachung)の内容として、設計ミスの存否を点検することが含まれるということを明確に判示した点できわめて画期的な意義を有するものである。そこで、以下、旧GOAと現行HOAIにおける建築家の「建築監理」業務内容を概観し、建築家の「建築監理」義務について判断を加えた従来の裁判例を概観・検討したうえで、本件判決のもつ意義を浮き彫りにしたい。

2 建築家の「建築監理」業務

(1) 旧GOAにおける建築家の「建築監理」業務

ドイツにおいて、我が国の監理に該当するものを「建築監理」(Bauleitung)というが、これは法令上の概念ではな

く、ドイツの文献でしばしば用いられる講学上の用語である。

「建築監理」という概念は、もともとライヒ裁判所（Reichsgericht）が作り出したものであり[2]、後述するGOA（建築家報酬令）の「上級監理」及び「現場監理」を包摂する上位概念と解されている[3]。本稿でも、論述の便宜上、この概念を用いることにする。

GOA（Verordnung für die Gebühren für Architekten＝建築家の報酬に関する命令。略して、Gebührenordnung für Architekten＝建築家報酬令）は、一九五〇年一〇月一三日に制定され[4]、建築家の「建築監理」業務として、「上級監理」（Oberleitung）（GOA一九条一項f及びg）及び「現場監理」（Bauführung）（同令同条四項）を規定していた[5]。

「上級監理」は、「芸術上の上級監理」（künstlerische Oberleitung）（GOA一九条一項f）並びに「技術上及び事務上の上級監理」（technische und geschäftliche Oberleitung）（同令同条同項g）から成る[6]。前者は、造形の細目に関する建築物の建築の監督であり、後者は、建築物の施工技術に関する一般的な監督・必要な諸契約の準備・見積の査定・見積額及び終局的な工事費の確定をその内容とする[7]。これに対して、「現場監理」は、現場における建築施工の監督であり、技術面において建築家の図面・指示・命令と工事が一致しているか否かの監督、技術準則・諸法規の遵守、工事・建築資材の受領、決算に必要な測定の検査及び正確性・契約適合性に基づくすべての計算書の査定から成る[8]。現場監理は、建築現場を時々訪れるだけで十分な上級監理とは対照的に、建築現場との絶えざる接触、つまり、建築現場の継続的集中的な監督を必要とする[9]。

(2) HOAIにおける建築家の「建築監理」業務

一九七七年一月一日に、GOAに代わり、HOAI[10]（Verordnung über die Honorare für Leistungen der Architekten und der Ingenieure＝建築家および技師の業務報酬に関する命令。略して、Honorarordnung für Architekten und Ingenieure＝建築家・技師報酬令）が施行された[11]。HOAIでは、建築家の「建築監理」業務は以下のように規定されている[12]。

すなわち、「実施設計」(Ausführungsplanung)(ＨＯＡＩ一五条二項五号)、「発注の準備」(Vorbereitung der Vergabe)(同令同条同項六号)、「発注の際の協力」(Mitwirkung bei der Vergabe)(同令同条同項七号)、「現場監理」(Objektüberwachung)(同令同条同項八号)及び「竣工検査及び報告書作成」(Objektbetreuung und Dokumentation)(同令同条同項九号)である。

旧ＧＯＡと現行ＨＯＡＩのそれぞれに規定されている建築家の「建築監理」の業務内容を比較すると、ＧＯＡ一九条一項ｆはＨＯＡＩ一五条二項五号及び八号に、ＧＯＡ一九条一項ｇはＨＯＡＩ一五条二項六号乃至八号に、ＧＯＡ一九条四項はＨＯＡＩ一五条二項八号及び九号にほぼ対応する。[13]

ここで、先に紹介したバンベルク上級地方裁判所一九九一年七月八日判決[14]で問題となったＨＯＡＩ一五条二項八号による「現場監理」(Objektüberwachung または Bauüberwachung)の内容についてより詳しく説明したい。「現場監理」の業務内容は、まず、基本業務と特別業務の二つに分かれる。基本業務は、以下の内容から成る。すなわち、「建築許可または承諾、実施設計図および仕様書と、そしてまた一般に承認された技術準則および関連諸規定と一致しているかどうか建築物の施工を監督すること」、「安定度のチェックに一致するかどうか六三条一項一号及び二号による支持構造の施工を監督すること」、「現場監理に参加する専門家間の調整」、「既製部品の監督及び細部修正」、「工程表(棒線工程表)の作成及び監督」、「工事日誌の管理」、「建築請負業者と共同の寸法取り」、「設計及び現場監督に関与する他の専門家たちの協力をえて、瑕疵を確認しつつ建築工事を引き取ること」、「計算書の検査」、「ドイツ連邦規格(ＤＩＮ)二七六号または住居法の計算法による費用確認」、「官庁の受領の申請及びその受領への出席」、「必要書類、例えば取扱手引書や検査記録の作成・引き渡しを含む建築物の引き渡し」、「瑕疵担保期間の一覧表作成」、「建築工事の引き取りの際に確認された瑕疵の除去の監督」並びに「コスト管理」である。特別業務は、「支払い計画の作成、監督及び更新」、「多種多様な工程表、コスト計画及び生産計画の作成、監督及び更新」並びに「責任ある建築監理者(verant-

wortlicher Bauleiter）としての活動（ただし、各ラント法によるこの活動が業務段階八の基本業務を超える場合に限る。）」から成る。

バンベルク上級地方裁判所一九九一年七月八日判決[15]は、すでにみたＨＯＡＩ一五条二項八号の「現場監理」の一内容として、監理者たる建築家が設計者の設計を点検し、設計ミスを発見した場合にこれを修正するか、あるいは建築主に指摘する義務が認められるということを明確に判示している。ＨＯＡＩ一五条二項八号に列挙されている様々な基本業務と特別業務の内容をみると、それらの業務内容からこのような義務を直ちに引き出すことは困難であるように思われるが、バンベルク上級地裁は、基本業務のうちの「建築許可または承諾、実施設計図および仕様書と、そしてまた、一般に承認された技術準則および関連諸規定と一致しているかどうか建築物の施工を監督すること」という内容から、設計ミスの存否を点検する監理者たる建築家の義務を引き出しているようである。

このバンベルク上級地裁判決は、設計者の設計ミスの存否を点検する義務を、ＨＯＡＩ一五条二項八号の「現場監理」を委託された建築家に課するという点で、きわめて画期的な内容をもつものである。ところで、建築家の「建築監理」義務について判断を加えた裁判例は、従来数多くあるが、それらの裁判例は、そのほとんどが建築請負人の施工ミスを看過した建築家の責任を論じたものであり、設計ミスを看過した建築家の責任を問題にしたものは、管見の及ぶ限り見当たらない。そこで、私は、このバンベルク上級地裁判決の重要性を際立たせるために、それら従来の裁判例を概観してみたい。

3　建築家の「建築監理」義務に関する裁判例

すでに、ドイツにおける建築家の「建築監理」業務については簡単に説明してあるので、それを念頭に置いたうえで、「建築監理」義務に関する裁判例を概観することにする。

建築家の「建築監理」義務に関する裁判例は数多く存在するが、ここでは、紙数の関係から、それらのうち重要と思われるもののみを取り上げ、次の基準のもとに分類する。すなわち、(1)「建築監理」義務の範囲を示すもの、(2)「建築監理」義務の時間的側面を論じるもの、(3)「建築監理」義務の程度が増大する場合について論じるものである。ここで、建築家の「建築監理」義務の範囲というのは、要するに、「建築監理」義務が建築請負人のどの仕事に及びどの仕事には及ばないのかという、建築家と建築請負人の責任分担の範囲のことである。

それでは以下、諸裁判例が建築家の「建築監理」義務をどのように判断しているのかをみていくことにする（各々の判決の事実関係は省略し、判決理由のみを要約して掲げる）。

(1)「建築監理」義務の範囲

建築家の「建築監理」義務の範囲とは、建築家の「建築監理」義務が建築請負人の仕事のどこまで及ぶのかという、「建築監理」の対象の範囲のことである。諸裁判例は、建築家の「建築監理」義務は特殊専門家または建築職人の固有領域には及ばないという点では一致しているが、「建築監理」義務の及ぶ範囲を消極的に限定しているにすぎないといえる。それでは、以下、「建築監理」義務の範囲に関する裁判例を概観する。

①連邦通常裁判所一九五六年二月二八日判決（Versicherungsrecht 1956, 288）

本判決は、床張り職人は、自分の仕事の成否が他の職人による先行工事の成否に依拠している場合、その先行工事が適切に実施されるように配慮する義務があり、この義務は建築家の「建築監理」義務の範囲には含まれないとした。

②連邦通常裁判所一九六五年五月一七日判決（Versicherungsrecht 1965, 804）

本判決は、特殊専門家である構造設計者の固有領域には建築家の「建築監理」義務は及ばないとした。

③連邦通常裁判所一九六六年一月二四日判決（Versicherungsrecht 1966, 488）

本判決は、建築家は、建築職人の特殊な専門知識をもつ必要はなく、一般的な経験と知識に基づいて「建築監理」義務を果たせば足りるとし、建築家の「建築監理」義務の及ぶ限界を示している。

④連邦通常裁判所一九六九年二月二四日判決（Versicherungsrecht 1969, 473）

本判決は、屋根葺職人の固有領域に属する仕事には建築家の「建築監理」義務は及ばないことを示した。

⑤連邦通常裁判所一九七五年一二月一一日判決（Baurecht 1976, 138）

本判決は、建築家は、暖房設備工事と配管工事を連続して調整する義務、つまり、複数の専門的請負人の固有領域に属する仕事の間の調整を行う義務を負わないとした。

⑥ツェレ上級地方裁判所一九六六年一一月二七日判決（Versicherungsrecht 1969, 162）

本判決は、暖房設備工事は専門的請負人の固有領域に属する仕事であり、建築家の「建築監理」義務はこの領域には及ばないことを示した。

以上六件の裁判例をみたが、これらはいずれも、建築家の「建築監理」義務は特殊専門家あるいは職人の固有領域には及ばないということを示している。

(2) 「建築監理」義務の時間的側面

「建築監理」義務の時間的側面に関する代表的な裁判例として、次の判決がある。

⑦連邦通常裁判所一九六四年一二月四日判決（Versicherungsrecht 1965, 191）

本判決は、建築家は建築現場に常に居合わせる必要はなく、適切かつ期待可能な方法で「建築監理」業務を遂行すべきであるとしたうえで、建築家は頻繁な監督により、自分の命令が遵守されているかどうかを確認する必要があるとした。

本判決の意義は、建築家の「建築監理」義務の時間的側面に関して、建築家は建築現場に常駐する必要がない

ことを明確に示した点にある。

(3) 「建築監理」義務の程度の増大

すでに、建築家の「建築監理」義務の範囲とその時間的側面に関する裁判例を概観した。それらの裁判例から明らかになったのは、建築家の「建築監理」義務は特殊専門家または建築職人の固有領域には及ばないということであり、また、建築家は建築現場に常に居合わせる必要はないということであった。しかしながら、これはあくまで原則を示したものであって、常に必ずしも妥当するものではない。そこで、次に、これらの原則の例外をなす場合、つまり、「建築監理」義務の程度が増大する場合に関する裁判例を概観する。

建築家の「建築監理」義務の程度が増大する場合に関する裁判例は、次のファクターを基準にして分類することができる。すなわち、(i)、建築請負人または建築職人の信頼度、(ii)、建築部分の重要性という二つのファクターである。それでは、以下、これらのファクターごとに裁判例を概観する。

(i) 建築請負人または建築職人の信頼度

⑧連邦通常裁判所一九七一年二月二五日判決(Versicherungsrecht 1971, 516)

本判決は、まぐさの工事は本来建築請負人の固有領域に属する工事であるが、工事中にまぐさが落下したことにより、建築請負人に対する信頼が低下し、その結果、建築家の「建築監理」義務の程度が高まり、「建築監理」義務がまぐさの補修工事にまで及ぼされるということを示した。

⑨連邦通常裁判所一九七七年一一月一〇日判決(NJW 1978, 322)

本判決は、建築職人に専門知識が乏しく、信頼度が低い場合には、建築家の「建築監理」義務の程度が高まり、「建築監理」義務が建築職人の固有領域にまで及ぶことを示した。

(ii) 建築部分の重要性

⑩連邦通常裁判所一九六三年五月二日判決（BGHZ 39, 261）

本判決は、コンクリート天井工事は最も重要な工事なので、建築家の「建築監理」義務の程度が高まり、「建築監理」者による直接の監督あるいは施工直後の工事の確認が必要になるということを示した。

⑪連邦通常裁判所一九七一年五月六日判決（Versicherungsrecht 1971, 818）

本判決は、コンクリート天井工事は建築工事全体からみて重要な工事であることから、コンクリートの調合という本来建築請負人の固有領域に属する事項に建築家の「建築監理」義務が拡張して及ぼされることを認め、コンクリートの調合比を抜き取り検査により調べることを建築家に要求した。

⑫連邦通常裁判所一九七三年九月二七日判決（Versicherungsrecht 1974, 167）

本判決はまず、建築家は建築工事全体の成否がそれに依拠している最も重要な建築部分を自ら監督するか履行補助者に監督させねばならず、また、建築材料及び建築施工に対する質の要求が高ければ高いほど、建築家の「建築監理」の程度も高まる、と一般論を展開する。そして、本判決は、コンクリート天井工事を最重要工事と位置づけたうえで、コンクリートの製造、打設及び堰板の除去といった本来建築請負人の固有領域にまで建築家の「建築監理」義務の範囲が拡張されるとし、さらに、本件の天井が通常より大きい張り間を有しており、工事に通常より以上の質の高さが要求されるので、建築家の「建築監理」の程度が高められる、とした。

以上みたように、諸裁判例においては、建築家の「建築監理」義務の程度が増大する根拠として、「建築請負人または建築職人の信頼度」及び「建築部分の重要性」が提示され、これらの根拠がある場合には、「建築監理」義務の範囲についても、また、その時間的側面についても、すでに述べた原則の例外が形成されることが明らかとなった。

（1） NJW-RR 1992, 91.

（2） Vgl., Kromer/Christoffel, Das Architektenrecht, 1955, S. 84.

(3) Vgl., Hess, Die Haftung des Architekten für Mängel des errichteten Bauwerks, 1966, S. 26, Anm. 34.
(4) Vgl., Ludwigs/Ludwigs, Der Architekt, 1964, S. 255.
(5) Vgl., Dies., a. a. O., S. 317ff.
(6) Vgl., Dies., a. a. O., S. 318.
(7) Vgl., Dies., a. a. O., S. 318.
(8) Vgl., Dies., a. a. O., S. 320.
(9) Werner/Pastor, Lexikon des Baurechts, 4. Aufl., 1980, S. 69f.
(10) ＨＯＡＩの成立経緯については以下の文献を参照。日向野弘毅「ドイツ建築家・技師報酬令（ＨＯＡＩ）の成立経緯について」常磐大学人間科学部紀要「人間科学」第一二巻第二号（一九九五年三月）七一頁以下。
(11) Werner/Pastor, Rechtsfragen beim Bauen, 9. Aufl., 1993, S. 129.
(12) Vgl., Locher/Koeble/Frik, Kommentar zur HOAI, 6. Aufl., 1991, S. 22ff.
(13) Vgl., Hesse/Korbion/Mantscheff/Vygen, Honorarordnung für Architekten und Ingenieure, 4. Aufl., 1992, S. 579f.
(14) NJW-RR 1992, 91.
(15) ebd.

三　我が国における建築家の監理

これまで、ドイツにおける建築家の「建築監理」義務に関する若干の裁判例をみてきたが、いずれの裁判例においても、建築請負人の施工ミスに対する「建築監理」者たる建築家の「建築監理」ミスが問題となっており、先に紹介したバンベルク上級地裁判決のように、設計者の設計ミスを看過した「建築監理」者たる建築家の「建築監理」ミスが認められた事例は見当たらない。

さて、ドイツの状況は以上みたとおりであるが、翻って考えるに、我が国における建築家の監理をめぐる状況はどのようになっているのであろうか。我が国においては、すでに述べたように、そもそも建築家の民事責任に関する裁判例はきわめて少なく、従って、建築家の監理義務に関する議論は裁判実務においても法学界においても、ほとんどなされていない。しかし、建築家の監理ミスを認める裁判例は徐々にではあるが増加する傾向にあり、従って、この問題を論じる実益は少なくはない。そこで、ここでは、建築家の監理業務を法律や各種建築家団体の規程などがどのように把握しているかを概観し、建築家の監理ミスを認めた若干の裁判例を紹介した後に、建築家の監理のあり方について論じてみたい。

1　建築家の監理業務

まず、建築士法によれば、「工事監理」とは、その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているかいないかを確認することをいい（同法二条六項）、建築士は、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは直ちに工事施工者に注意を与え、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告しなければならない（同法一八条三項）。また、同法は、「その他の業務」として、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査又は鑑定及び建築に関する法令又は条例に基づく手続の代理等（同法二一条）を列挙する。

以上が、建築士法における建築家の監理業務の内容であるが、次に、建築界の共通認識の原点ともいうべき建設省告示第一二〇六号[1]別表第二・第三によれば、工事監理等として、(1)工事監理、(2)工事の契約及び指導監督から成るものとされている[2]。これを前述の建築士法の規定と比較すると、同法二一条の「その他の業務」のうち通常同法一八条三項の工事監理業務と併せて建築主から依頼され行われるといわれる[3]、建築工事契約に関する事務及び建築工事の指

導監督に関する業務の部分をも含めて「工事監理等」と把握しているようである。

さらに、この建設省告示第一二〇六号とともに出された建設省住宅局長通達（建設省住指発第一四八号、昭和五四年七月一〇日）の別表では、工事監理等として、①請負工事契約が複数の場合の調整業務、②現場、工場等における特殊な作業方法、仮設方法及び工事用機械器具について検討・助言する業務、③竣工図の作成が列挙されている。(4)

以上述べた建設省告示第一二〇六号による工事監理等と建設省住宅局長通達（建設省住指発第一四八号）による工事監理等を合わせたものが、建築界における監理業務の一般的定義であるといってよいようである。(5)

各種建築家団体も、建築家の監理業務内容を規定しているが、(6)概ね、前述の建設省告示第一二〇六号と建設省住宅局長通達（建設省住指発第一四八号）に沿った形でこれを把握しているといえよう。

そこで、前述のバンベルク上級地方裁判所一九九一年七月八日判決(7)でHOAI一五条二項八号にいう「現場監理」の内容に含まれるとされた「設計ミスを点検する業務」に該当するものが、我が国の建設省告示第一二〇六号による工事監理等と建設省住宅局長通達（建設省住指発第一四八号）による工事監理等として列挙された諸業務の中にあるかどうかをみると、明確にそれに該当するといいうるものは見当たらないようである。(8)

2　建築家の監理ミスに関する裁判例

我が国において、建築家の監理責任を肯定した裁判例はきわめて少ないが、以下に、それらの裁判例を年代順に列挙し、簡単に説明を加えることにする。

①名古屋地裁昭和四八年一〇月二三日判決（判例タイムズ三〇二号一七九頁）

監理ミスを理由に、Y_2（設計監理法人）の債務不履行責任およびY_1（Y_2の代表者で、一級建築士）の不法行為責任を認めた。

②大阪地裁昭和五三年一一月二日判決（判例タイムズ三八七号八六頁、判例時報九三四号八一頁）

設計・監理ミスを理由に、Y_1（設計監理法人）の不法行為責任（使用者責任）およびY_2（Y_1に勤務する一級建築士）の不法行為責任を認めた。

③大阪地裁昭和五七年五月二七日判決（判例タイムズ四七七号一五四頁）

設計・監理ミスを理由に、Y（一級建築士）の債務不履行責任を認めた（本件では、Yに設計・監理のほかに施工も委託されており、稀な事例といえる）。

④大阪地裁昭和五九年一二月二六日判決（判例タイムズ五四八号一八二頁）

設計・監理ミスを理由に、Y（建築請負業者。その従業員が設計・監理を行った。）の瑕疵担保責任および不法行為責任（使用者責任）を認めた。

⑤長崎地裁佐世保支部昭和六〇年一二月二三日判決（未登載、昭五六（ワ）二四七号）

監理ミスを理由に、Y（一級建築士）の債務不履行責任を認めた。因に、本判決の控訴審判決である、福岡高裁昭和六一年一〇月一日判決（判例タイムズ六三八号一八三頁）では、一転して、Yの監理ミスによる責任は否定された。

⑥津地裁伊勢支部平成二年一月一九日判決（未登載、昭五八（ワ）三九号）

設計・監理ミスを理由に、Y（設計監理法人）の瑕疵担保責任を認めた。

⑦大阪地裁平成三年六月二八日判決（判例タイムズ七七四号二二五頁、判例時報一四〇〇号九五頁）

設計・監理ミスを理由に、Y（建築請負業者。その従業員が設計・監理を行った。）の不法行為責任（使用者責任）を認めた。

⑧大阪地裁平成四年八月二七日判決（未登載、昭五七（ワ）七八三〇号、同五八（ワ）三六三八号）

設計・監理ミスを理由に、Y（一級建築士）の不法行為責任を認めた。

⑨神戸地裁姫路支部平成七年一月三〇日判決（未登載、昭六一（ワ）三八六号、同（ワ）五九〇号）

監理ミスを理由に、X（建築請負業者。その従業員が監理を行った。）の不法行為責任（使用者責任）を認めた。

以上、九件の裁判例を簡単に紹介した。いずれの裁判例においても、建築家の監理ミスが認められているが、設計ミスを看過したことではなく、建築請負人の施工ミスを看過した点についての責任が問題とされている。もっとも、建築家の監理ミスを認めた裁判例の絶対数がきわめて少ないので、設計ミスを看過した建築家の監理ミスが認められたという事例が存在しないことも驚くにはあたらないといえるかもしれない。

しかし、いずれにせよ、我が国の裁判例においては、前述のバンベルク上級地方裁判所一九九一年七月八日判決[9]のように、設計ミスを看過した建築家の監理責任を認めたものは管見の及ぶ限り一件も存在しないのであり、その意味で、この判決は我が国においても十分に参考に値しうるものといえる。

（1）公正取引委員会の勧告によって、各建築団体のもっていた設計監理業務報酬規定が廃止されたのち、建築界の混乱を避けるために、建設省では告示第一二〇六号（昭和五四年七月一〇日）において、建築士の行う設計・工事監理業務の内容と、それに対応する業務量を定め、これをもととした業務報酬算定方式を勧告した。これは設計と工事監理の業務内容と業務量についての共通認識の原点ともいうべきものである。建設省住宅局建築指導課監修・社団法人日本建築士会連合会編「建築の工事監理（第七版）」（平成三年）八頁以下。

（2）建設省告示第一二〇六号別表第二・第三によれば、工事監理等として、(1)工事監理、(2)工事の契約及び指導監督が規定されている。(1)工事監理は、①設計意図を施工者に正確に伝えるための業務（(i)施工者との打合わせ、(ii)図面等の作成）、②施工図等を設計図書に照らして検討及び承諾する義務（(i)施工図の検討及び承諾、(ii)模型、材料及び仕上見本の検討及び承諾、(iii)建築設備の機械器具の検討及び承諾）、③工事の確認及び報告（(i)工事が設計図書及び請負契約に合致するかどうかの確認及び建築主への報告、(ii)工事完了検査及び契約条件が遂行されたことの確認）、④工事監理業務完了手続（(i)契約の目的物の引渡しの立会い、(ii)業務完了通知書及び関係図書の建築主への提出）から成る。(2)工事の契約及び指導監督は、①工事請負契

約への協力（(i)施工者の選定についての助言、(ii)請負契約条件についての助言、(iii)工事費見積りのための説明、(iv)見積書の調査、(v)請負契約案の作成、(vi)工事監理者としての調印）、②工事費支払審査及び承諾を行う業務（(i)中間支払手続（施工者から提出される工事費支払の請求書の審査及び承諾）、(ii)最終支払手続（工事完了検査による確認に基づく施工者からの最終支払の請求の承諾））、③施工計画を検討し、助言する業務から成る。建設省住宅局建築指導課監修「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準と解説〔改訂版〕」（社団法人日本建築士会連合会・社団法人日本建築士事務所協会連合会、平成元年）二二頁以下参照。

(3) 建設省住宅局建築指導課監修「建築士法の解説〔増補改訂版〕」（社団法人日本建築士会連合会、昭和六〇年）一五九頁。

(4) 前掲「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準と解説」三七頁参照。

(5) 橋本喬行「監理業務と瑕疵担保〔第二版〕」（社団法人日本建築士会連合会、平成三年）六頁。

(6) 社団法人新日本建築家協会作成の「建築家の業務および報酬」（昭和六三年四月一日）、社団法人日本建築士会連合会作成の「設計・工事監理業務規準」（昭和五四年一一月八日）、社団法人日本建築士事務所協会連合会発行「建築士事務所業務指針・同解説」（昭和五八年四月一日）参照。

(7) NJW-RR 1992, 91.

(8) 社団法人日本建築士会連合会の「工事監理強化対策検討特別委員会」が作成した工事監理業務等内容リストの(1)工事監理業務等(2)工事監理の「二一・設計意図を施工者に正確に伝えるための業務」の中に「二一一・設計図書の検討（レビュー）、疑義ある事項の調整」という項目があり、その解説として、「設計図書を監理者の『眼』で検閲し、技術的な問題があれば設計者と協議して解決する。」とある。前掲「建築の工事監理」一二頁以下参照。

これはまさに、バンベルク上級地方裁判所一九九一年七月八日判決（NJW-RR 1992, 91.）のいう「設計ミスを点検する業務」に該当するといえよう。

(9) NJW-RR 1992, 91.

四　おわりに

以上みたように、我が国においては、建築士法の諸規定、建設省告示第一二〇六号及び建設省住宅局長通達（建設省住指発第一四八号、昭和五四年七月一〇日）の中にも、また、監理ミスを認めた諸裁判例の中にも、バンベルク上級地方裁判所一九九一年七月八日判決[1]のように、建築家の監理業務の中に設計ミスの存否を点検することが含まれると規定し、あるいはそのように解したものはない。

もっとも、ドイツのＨＯＡＩ（建築家・技師報酬令）においても、「現場監理」（一五条二項八号）の一内容として「設計ミスの存否を点検する」ことが定められているわけではなく、それゆえに、バンベルク上級地裁判決も、「Ｙ（被告）は、建築許可と一致するかどうか建築物の施工を監理することを契約で引き受けており、この『現場監理』は建築工事を一般に承認された建築芸術及び建築技術の準則に従って履行せしめることをＹに義務づけたので、Ｙは、設計ミスがすでにどの程度存在しているのかを点検する義務をも負っていた[2]」として、ＨＯＡＩ一五条二項八号の「現場監理」の基本業務の一内容である「建築許可または承諾、実施設計図および仕様書と、そしてまた一般に承認された技術準則および関連諸規定と一致しているかどうか建築物の施工を監督すること」から、設計ミスの存否を点検する「現場監理」者の義務を引き出している。

そこで、翻って考えるに、例えば、我が国の建築士法は、「工事監理」とは、その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているかいないかを確認することをいう」（同法二条六項）と規定しているが、この規定の解釈として、工事を設計図書と照合する際にその設計図書にミスがないかどうかを点検することが暗黙の前提とされていると解することができるのではないだろうか。あるいは、建設省告示第一二〇六号別表第二・第三の「工事監理等(1)工事監理の①設計意図を施工者に正確に伝えるための業務[3]」の一内容として、設計図書のミス

の存否を点検することが含まれると解することができるのではないだろうか。現に、社団法人日本建築士会連合会の「工事監理強化対策検討特別委員会」は、建設省告示第一二〇六号に準拠して「工事監理業務等内容リスト」を作成し、「設計意図を施工者に正確に伝えるための業務」の一内容として、「設計図書の検討（レビュー）、疑義ある事項の調整」という項目をもうけ、それを「設計図書を監理者の『眼』で検閲し、技術的な問題があれば設計者と協議して解決する」ことであると解説している。(4)

従って、設計ミスの存否の点検が監理業務に含まれると解することは、建築士法の規定からは多少無理があるとしても、建設省告示第一二〇六号を根拠とすれば十分に可能であるといえよう。このように、もし、建築家の監理業務の一内容として、設計ミスの存否を点検する業務が一般に認められることになれば、監理者たる建築家は、ただ漫然と設計者の作成した設計図書に従って監理業務を遂行することはできなくなり、従って、その結果として、設計ミスがそのまま建築物の瑕疵へ移行するという事態を回避することが可能になる。そうなれば、もちろん、監理者たる建築家の責任はその分だけ重くなるが、建築物を最終的に社会に送り出す監理者の責務からして当然のことといえる。

以上、バンベルク上級地裁判決を契機として縷々述べてきたが、この判決が、ドイツのみならず、我が国においてもきわめて重要な意義をもつものであることは明らかである。

（1） NJW-RR 1992, 91.

（2） ebd.

（3） 建設省住宅局建築指導課監修「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準と解説〔改訂版〕」（社団法人日本建築士会連合会・社団法人日本建築士事務所協会連合会、平成元年）二二頁以下参照。

（4） 建設省住宅局建築指導課監修・社団法人日本建築士会連合会編「建築の工事監理（第七版）」（平成三年）一二頁以下参照。